

正 誤

埼玉県教育委員会規則第八号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から二十七

誤

第一項

正

第一号

ページ 行

二 前から二十六及び二十七

誤

「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」

正

「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」

ページ 行

二 前から三十二及び三十三

誤

「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」

正

「「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」

ページ 行

三 前から二十八

誤

「運賃等」

正

「定期券の運賃等」

ページ 行

三 前から三十二及び三十三

誤

（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は

正

又は

ページ 行

四 前から四

誤

「運賃等」

正

「定期券の運賃等」

ページ 行

四 前から十二及び十三

誤

、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め

正

改め

ページ 行

四 前から二十及び二十一

誤

「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」

正

「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」